

概要版

第5期那須町障がい福祉計画
第1期那須町障がい児福祉計画



平成30年3月
那須町

I 策定の目的

1 計画の目的と期間

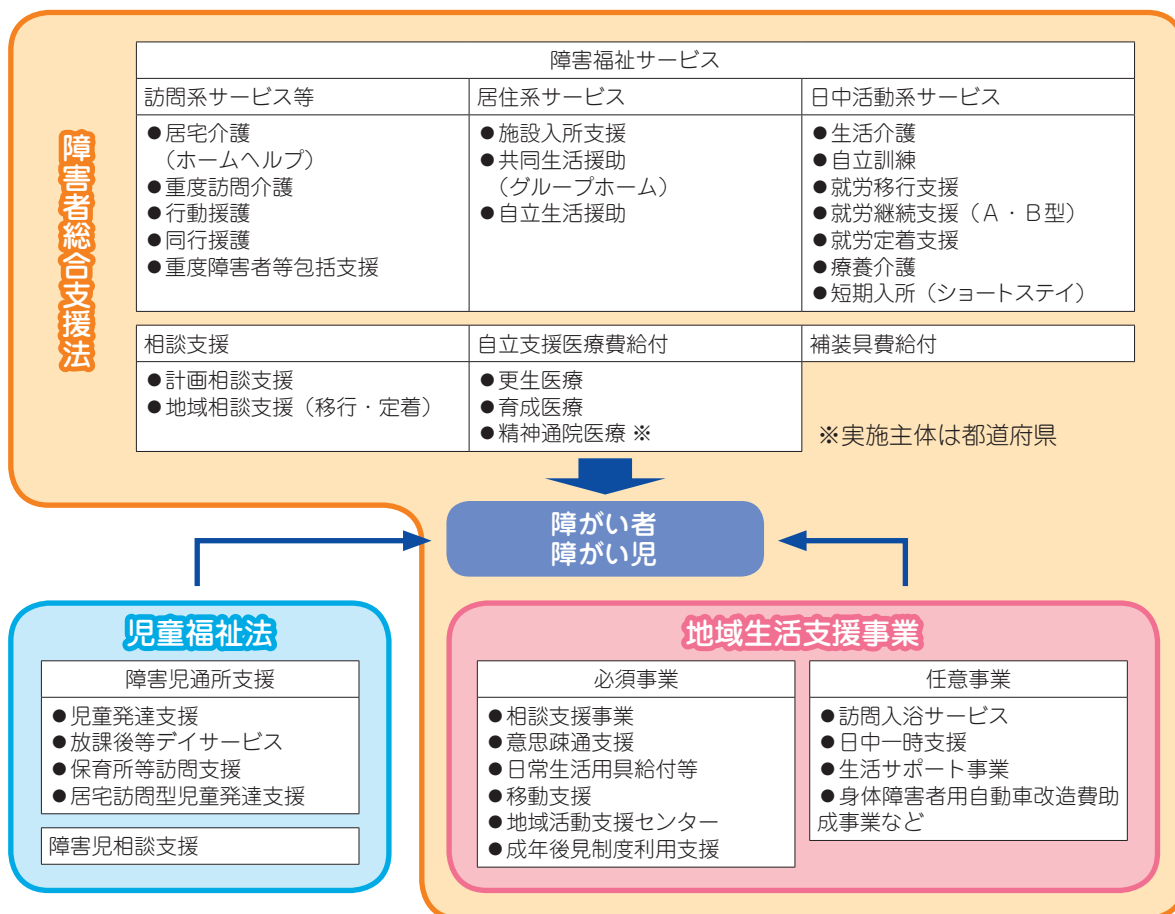
第5期那須町障がい福祉計画と第1期那須町障がい児福祉計画の目的と期間は、以下のとおりです。

表 根拠法令と計画の性格

| 区分 | 障がい福祉計画（第5期） | 障がい児福祉計画（第1期） |
|------|---------------------------------|---------------------------------|
| 根拠法令 | 障害者総合支援法（第88条） （平成25年4月1日施行） | 児童福祉法（第33条の20） （平成30年4月1日施行） |
| 性格 | 障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画 | 障がい児のサービスに係る提供体制の構築を推進するための計画 |
| 期間 | 2018年度（平成30年度）～2020年度 | |

2 障がい福祉計画と障がい児福祉計画との関係

- 色は障がい福祉計画の障害福祉サービスと地域生活支援事業
- 色は障がい児福祉計画の障がい児を対象としたサービス



Ⅱ 第5期障がい福祉計画

1 障がい者福祉の目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針や本町の現状を踏まえ、施設入所者については2017年度（平成29年度）の41人から2020年度には38人に削減することをめざします。地域生活への移行者については、3人を見込みます。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

関係機関との連携を図りながら、2020年度末までに協議の場の設置について検討を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

那須町障害者自立支援協議会等を活用し、地域生活への移行を推進するため、関係機関と調整を図りながら検討を進めていきます。那須町障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法にもとづき、サービス事業所や行政等が集まり、地域の障がい者支援に対する課題を整理し、解決する方策を検討する組織です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業や就労定着支援の推進を通じて、2020年度までに5人の一般就労をめざします。

(5) 就労移行支援事業利用者数

2020年度の就労移行支援事業を34人が利用することをめざします。

表 計画目標値

| 区 分 | 項 目 | 2017年度 (平成29年度) | 2020年度 |
|--------------------------|--------------|--------------------|---------|
| | | 基 準 | 目 標 |
| 福祉施設入所者の地域生活への移行 | 施設入所者数 | 41人 | 38人 |
| | 地域生活移行者数 | 0人 | 3人 |
| 福祉施設から一般就労への移行 | 年間一般就労移行者数 | 3人 | 5人 |
| 就労移行支援事業の利用者数 | 就労移行支援事業利用者数 | 21人 | 34人 |
| 就労移行率5割以上の就労支援事業所 | 割合 | | 全体の5割以上 |
| 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率 | 割合 | | 80% |

2 サービスの見込量

今後、日中活動系サービス利用者の増加が見込まれることから、既存の各事業者と連携を図り、見込み量の確保に努めます。また、緊急時対応等で不可欠な短期入所は、広域での利用確保に努めます。

このほか、障がい者の就労全般を支援するため、障害者就業・生活支援センターやハローワーク（公共職業安定所）等関係機関との連携を強化していきます。

また、障がい者のライフプランとなるサービス等利用計画の作成については、モニタリングも含め、きめ細かな支援を行うために、相談支援専門員の資質向上と量的確保に努めます。地域移行・定着支援については、地域移行が実現できるよう関係機関等が連携し、支援体制の整備と充実に努めます。

表 サービスの見込量

| 区 分 | | | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 | 2020年度 | 2017~2020年度 増減率 (%) |
|---------------|----------------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------|--------|------------------------|
| 訪問系 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 | 人分 | 39 | 41 | 43 | 46 | 17.9 |
| | | 時間分 | 433 | 463 | 485 | 519 | 19.9 |
| 日中活動系 | 生活介護 | 人分 | 98 | 101 | 104 | 107 | 9.2 |
| | | 人日分 | 1,702 | 1,721 | 1,772 | 1,823 | 7.1 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練 | 人分 | 8 | 9 | 10 | 11 | 37.5 |
| | | 人日分 | 116 | 135 | 150 | 165 | 42.2 |
| | 就労移行支援 | 人分 | 21 | 25 | 29 | 34 | 61.9 |
| | | 人日分 | 249 | 382 | 443 | 520 | 108.8 |
| | 就労継続支援（A型） | 人分 | 5 | 6 | 8 | 10 | 100.0 |
| | | 人日分 | 78 | 98 | 131 | 164 | 110.3 |
| | 就労継続支援（B型） | 人分 | 54 | 58 | 63 | 68 | 25.9 |
| | | 人日分 | 966 | 1,129 | 1,226 | 1,323 | 37.0 |
| | 就労定着支援〔新規〕 | 人分 | | 3 | 5 | 7 | — |
| | | 人日分 | | 45 | 75 | 105 | — |
| 療養介護 | 人分 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0.0 | |
| | 人日分 | 239 | 275 | 292 | 310 | 29.7 | |
| 短期入所（福祉型、医療型） | 人分 | 30 | 32 | 34 | 36 | 20.0 | |
| | 人日分 | 239 | 275 | 292 | 310 | 29.7 | |
| 居住系 | 共同生活援助（グループホーム） | 人分 | 32 | 34 | 37 | 40 | 25.0 |
| | 施設入所支援 | 人分 | 44 | 40 | 39 | 38 | -13.6 |
| | 自立生活援助〔新規〕 | 人分 | | 1 | 2 | 3 | — |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人分 | 222 | 238 | 261 | 287 | 29.3 |
| | 地域移行支援 | 人分 | 0 | 1 | 2 | 3 | — |
| | 地域定着支援 | 人分 | 1 | 1 | 2 | 3 | 200.0 |

Ⅲ 第1期障がい児福祉計画

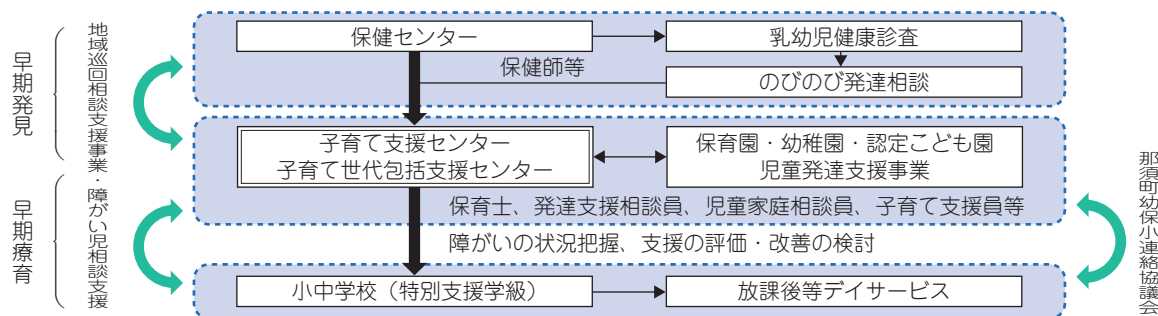
1 障がい児の早期発見・療育フロー

障がい児を対象としたサービスについては、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターを中心とした子育て支援の一環として位置づけ、障がいの早期発見・療育に努めます。

また、認定こども園、幼稚園、保育園、放課後児童クラブでは、支援を必要とする子どもを受け入れ、地域巡回相談支援事業と連携し、障がい児保育の充実を図ります。

学校教育では、子育て支援センターから就学前の障がいの状況を把握し、一人ひとりの障がいの特性に応じた支援のあり方を検討し、きめ細やかな教育を推進します。障がい児を対象としたサービスについては、相談支援専門員が支援を必要とする子どもの障がいの状況などの情報を共有し、児童発達支援、放課後等デイサービスへつなげるマネジメントを行います。

図 障がい児の早期発見・療育フロー



2 サービスの見込量

子育て支援の一環として、障がい児福祉サービスの確保に努めます。

表 サービスの見込量

| 区 分 | | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 | 2020年度 | 2017~2020年度 増減率 (%) |
|---------------------|-----|--------------------|--------------------|--------|--------|------------------------|
| 児童発達支援 | 人 分 | 7 | 9 | 11 | 14 | 100.0 |
| | 人日分 | 33 | 42 | 51 | 65 | 97.0 |
| 医療型児童発達支援 | 人 分 | 0 | 1 | 2 | 3 | — |
| | 人日分 | 0 | 2 | 4 | 6 | — |
| 放課後等デイサービス | 人 分 | 24 | 29 | 34 | 40 | 66.7 |
| | 人日分 | 149 | 434 | 509 | 599 | 302.0 |
| 保育所等訪問支援 | 人 分 | 0 | 2 | 2 | 3 | — |
| | 人日分 | 0 | 4 | 4 | 6 | — |
| 障害児相談支援 | 人 分 | 6 | 10 | 17 | 28 | 366.7 |
| 居宅訪問型児童発達支援 [新規] | 人 分 | | 1 | 2 | 3 | — |
| | 人日分 | | 2 | 4 | 6 | — |
| 医療的ケア児関連コーディネーターの配置 | 人 分 | | 1 | 1 | 1 | — |

Ⅳ 地域生活支援事業

移送サービスに対するニーズは高いため、移動支援事業の利用者の拡大を見込みます。また、本人・介護者の高齢化に対応し、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、制度の利用が必要な方へ適正な支援を行い、権利擁護の推進に努めます。

表 サービス見込量

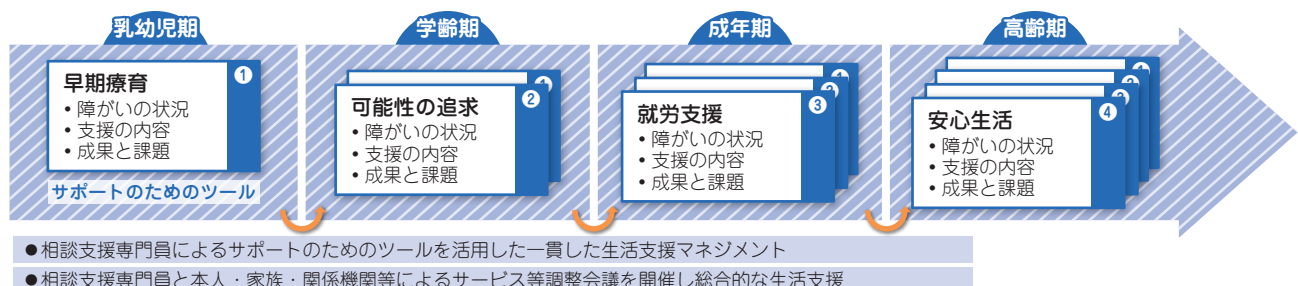
| 区分 | | | 2017年度 (平成29年度) | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 | 2020年度 | 2017~2020年度 増減率(%) |
|------|------------------|-----|--------------------|--------------------|--------|--------|-----------------------|
| 必須事業 | 相談支援事業（委託相談支援） | 人／年 | 118 | 122 | 126 | 130 | 10.2 |
| | 成年後見制度利用支援事業 | 人／年 | | 1 | 1 | 1 | — |
| | 意思疎通支援事業 | 人／年 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0.0 |
| | 日常生活用具給付事業 | 人／年 | 98 | 103 | 108 | 113 | 15.3 |
| | 移動支援事業 | 人／年 | 7 | 10 | 14 | 19 | 171.4 |
| | 地域活動支援センター事業Ⅰ型 | 人／年 | 30 | 30 | 30 | 30 | 0.0 |
| | 地域活動支援センター事業Ⅱ型 | 人／年 | 27 | 28 | 29 | 30 | 11.1 |
| | 地域活動支援センター事業Ⅲ型 | 人／年 | 25 | 25 | 25 | 25 | 0.0 |
| 任意事業 | 日中一時支援事業 | 人／年 | 10 | 11 | 12 | 13 | 30.0 |
| | 訪問入浴サービス事業 | 人／年 | 0 | 2 | 2 | 3 | — |
| | 生活サポート事業 | 人／年 | 0 | 1 | 1 | 1 | — |
| | 身体障害者用自動車改造費助成事業 | 人／年 | 0 | 1 | 1 | 1 | — |

Ⅴ 計画の推進

1 障がい者一人ひとりの生活支援の総合化

障がいのある方の生活をより豊かなものにするためには、サービスの提供を組織化するマネジメント機能が重要です。このため、マネジメントを担う相談支援専門員が、サービス提供事業者や教育・雇用現場等と障がいのある方の一人ひとりの特性を共有し、サービス等利用計画を作成するとともに、総合的な支援を提供していくことが求められています。今後も、本人や家族と関係スタッフを交えた「サービス等調整会議」の開催を積極的に進めていきます。

図 ライフステージを通した一貫した生活支援マネジメント

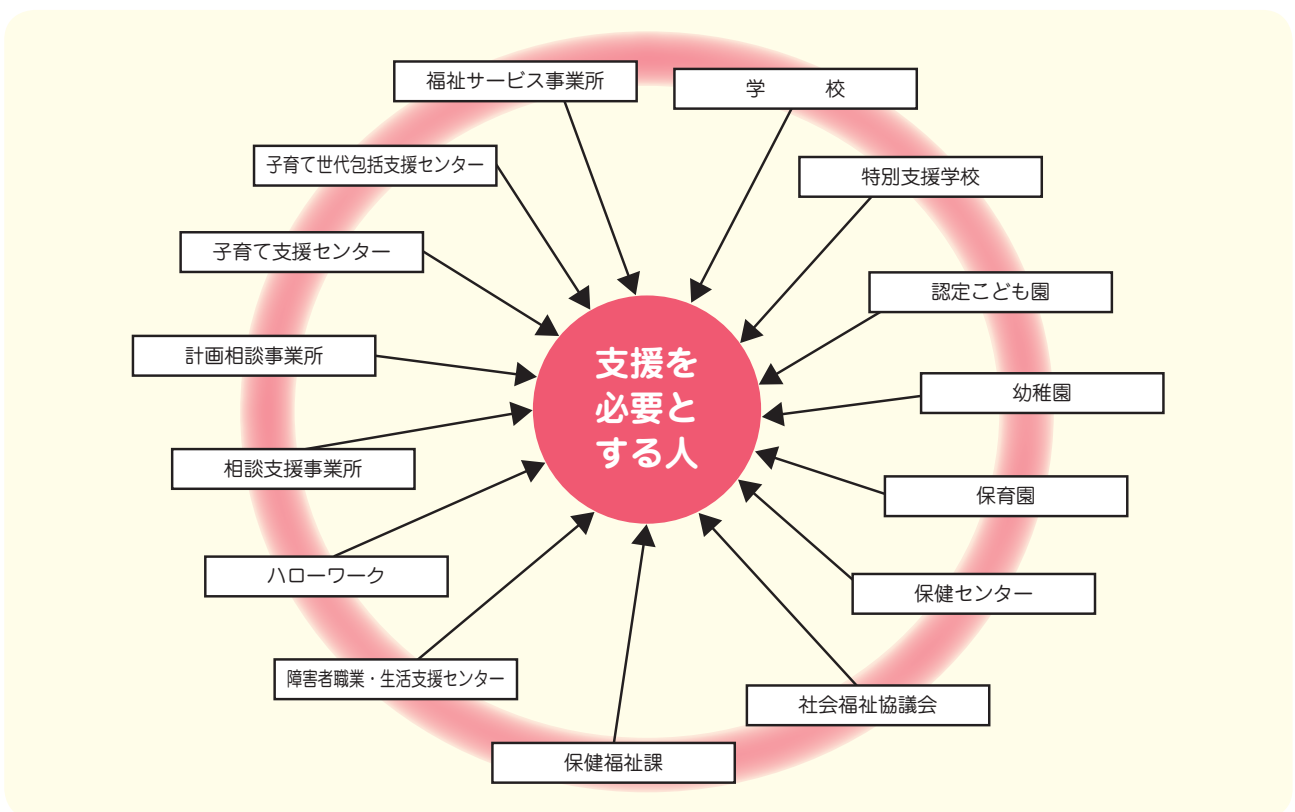


2 サービス等に関する情報提供の拡大と相談窓口の充実

障害福祉サービスや地域生活支援事業等に関する情報について、町広報紙や障害者福祉ガイド等の各種パンフレット、ホームページ等により、わかりやすく、かつ障がいの特性に応じた適切な情報提供を図ります。

また、当事者団体へ学習会等の機会を通して、支援に必要な情報提供を行います。さらに、相談窓口については、生活問題等の解決の糸口がみつけれられるよう、専門性を高めるとともに、窓口相互の連携を強化し、地域全体として総合的に対応・支援できるように努めます。

図 情報の提供と相談受付



3 関係機関との連携

障がいのある方に係る施策は、国・県の制度や計画と深く関係しているため、国・県との緊密な協力・連携体制の強化を図るとともに、県の保健福祉機関・教育機関、医療機関、サービス提供事業所や社会福祉協議会等との連携を図ります。

また、福祉サービス等の中には、町単独で行うことが困難なものや、広域的に行った方が効果的な事業もあるため、近隣市町との連携・調整を図ります。さらに、企業・障がい者団体・NPO（民間非営利組織）・ボランティア団体・高齢福祉関係機関等との連携を深めるとともに障がいの有無に関わらず共に地域で生き生きと安心して暮らしていくために、障がいの特性等について町民への理解促進に努めます。



那須町観光大使 きゅーびー

第5期那須町障がい福祉計画・
第1期那須町障がい児福祉計画【概要版】
平成30年3月

発行・編集：那須町保健福祉課

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地13

TEL 0287-72-6917